

# ミャンマーの外資規制をどう見るか

## —労働集約的な産業の競合国（カンボジア、ラオス、バングラデシュ）との比較—

調査部

研究員 熊谷 章太郎

### 目次

はじめに

1. ミャンマーの外資規制の概要
2. アジア新興国との比較
3. 外資規制の展望

おわりに

### はじめに

本号のRIMに収録されている「ミャンマー開発で強まるアジア地域連携」では、ミャンマー経済が多くのアジア新興国と同様、中長期的には外資受け入れを通じた輸出主導型の経済発展を遂げると見込まれることを指摘した。もっとも、開発途上国では総じて国内産業を保護し、外国の影響力を抑制する観点から、一部の業種への投資は禁止されており、参入が認められている業種に対しても様々な規制が存在する。そこで、本稿では、前記論文では扱わなかったミャンマーの外資規制の概要を整理するとともに、ミャンマーと同様に労働集約的な産業に比較優位性を持つアジア新興国（カンボジア、ラオス、バングラデシュ）との比較を行う。また、今後の外資規制の在り方についても若干の考察を行う。

### 1. ミャンマーの外資規制の概要

まず、ミャンマーの外資規制の概要を整理する（注1）。同国では、2012年11月に成立した新外国投資法とMIC（Myanmar Investment

Commission) の通達により、外国企業の権利・義務や政府の保証が規定されている。外資規制については、禁止業種を指定し、それに該当しない業種の経済活動を基本的には認可する、いわゆるネガティブ・リスト方式が採用されている。新外国投資法では、ミャンマーの文化、伝統、環境などに対して悪影響を与える恐れのある業種のほか、伝統医薬品の生産や小規模の鉱業など、ミャンマー国民で営むことの出来る業種への参入が禁止されている(注2)(図表1)。一方、MICの通達は、新外国投資法と一部重複する形で21分野の禁

止業種が規定されるとともに、①関係省庁の意見書及び連邦政府の承認が必要な分野(115分野)、②合弁事業のみ認められる分野(42分野)、③特定の条件下で参入可能な分野(27分野)に分けている(図表2)。合弁事業としてのみ認可される業種の外資比率は、高付加価値の果物や野菜の生産事業、倉庫業、外国語による出版業など、一部の事業では60%以下に規制されているが、それ以外は80%まで出資が可能となっている。合弁形態をとる必要のない事業については、100%外資出資が可能となっている。

図表1 新外国投資法の投資禁止分野

投資禁止事業	
a	国内の民族の伝統的文化、習慣に影響を与える可能性のある事業
b	公衆衛生に影響を与える可能性のある事業
c	自然環境及び生態系に被害を与える可能性のある事業
d	国内に危険または有害廃棄物を持ち込む可能性のある事業
e	国際協定における危険な化学物質を製造する工場または使用する事業
f	施行規則により規定される国民が行うことが出来る製造業及びサービス業
g	外国において試験中または使用許可を得られていない技術、医薬品、機器などを持ち込む可能性のある事業
h	施行規則により規定される国民の行うことが出来る耕作農業ならびに短期的及び長期的農業
i	施行規則により規定される国民の行うことが出来る畜産業
j	施行規則により規定される国民の行うことが出来るミャンマー海洋漁業
k	連邦政府の許可に基づき経済区域として指定された地域以外の国の領土と外国が接する境界から10マイル以内で行う事業

  

施行規則により規定される、「国民が行うことが出来る製造業及びサービス業」	
製造業	サービス業
自然森林の保全管理	民間の伝統的病院
民間伝統医薬品の生産	伝統的な医薬原料の流通業
深さ1,000フィート以下の油田の石油採掘	伝統薬品の検査と研究
中小規模の鉱業	救急輸送、老人介護関連事業
民間伝承医薬の薬草栽培	鉄道関連事業
鉄・鉄くず、その他の鉄鋼関連品の卸売	エージェント業
伝統食品の生産、宗教関連の商品の生産	10メガワット以下の電力生産
伝統文化関連の商品の生産、手工芸品の生産	ミャンマー語によるメディア活動

(資料) DICA [2012]、日本アセアンセンター [2012] を基に日本総合研究所作成

図表2 MICの外資規制

投資禁止分野：21分野	
1	防衛関連の軍需品製造及び関連サービスの提供
2	環境破壊につながるビジネス
3	化学肥料法、種苗法、その他農業関連法に違反する製造業及び農業
4	海外から輸入した廃棄物を利用したビジネス及び工場設立
5	オゾン層の破壊などにつながるような禁止物質の生産及びビジネス
6	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止されている有機物質の製造
7	海外から中古工場や中古設備を輸入し、環境保護法及び細則で禁止され、周辺の環境に影響を及ぼすような危険物質を製造するビジネス
8	自然林の保護及び管理
9	ヒスイなどの宝石の試掘、探掘、生産
10	中小規模の鉱物製品の製造
11	アスベストで出来た建築資材の製造及び流通販売
12	電気配電網の管理
13	電気の商業取引
14	電気関連の点検サービス
15	環境や健康汚染につながる化学物質（MTBE（メチル・ターシャリー・ブチルエーテル）やTEL（四エチル鉛）など）を輸入、生産、使用するような精製事業
16	人体、公衆衛生に影響を与えるような汚染物質の生産・排出
17	川などでの金を含む鉱物資源の採掘
18	航空交通管制サービス
19	航海交通管制サービス
20	印刷業とメディア事業の一体運営
21	ミャンマー語を含む固有の言語での雑誌などの印刷及び出版

関係省の意見書・連邦政府の承認が必要な分野：115分野	
1	農業灌漑省：種の生産・販売、化学肥料工場建設・製造など7分野
2	畜水産省：養蜂・蜂蜜製品製造、魚網製造など5分野
3	環境保護・森林省：国立公園造成、木材加工産業・関連サービスなど18分野
4	鉱山省：鉱物の探索、試掘のためのフィジビリティ・スタディー、大規模鉱物資源開発など5分野
5	工業省：野菜・動物などから採った油（液体・固形）の生産・販売など10分野
6	電力省：水力・石炭火力発電所による発電と売電の事業（1分野）
7	運輸省：空港建設・乗客ラウンジ・サービス提供、航空機整備サービスなど23分野
8	通信・情報技術省：国内・国際郵便サービス、通信ネットワーク・サービス（2分野）
9	エネルギー省：石油及び石油製品の輸入・販売など5分野
10	保健省：私立病院・専門医院など12分野
11	建設省：オフィス／商業ビルの建設・賃貸、建築設計など6分野
12	ホテル観光省：国際観光、スパ、外国人対象のカジノ（3分野）
13	情報省：外国語による定期新聞、社会科学関連書籍の出版など18分野

合併事業のみ認められる分野：42分野	
1	ハイブリッド種の製造及び販売
2	固有種の製造及び販売
3	ビスケット、ウエハース、麺、マカロニ、その他種類など、穀物加工食品の製造及び販売
4	あめ、ココア、チョコレートなどの菓子類の製造及び販売
5	牛乳及び乳製品以外の食品の製造、缶詰の製造、及び販売
6	麦芽及び麦芽アルコール飲料の製造及び販売
7	蒸留酒、アルコール飲料、清涼飲料などの生産、精製、ボトリングなど
8	氷の製造及び販売
9	水の製造及び販売
10	綿製の織物用糸の製造及び販売
11	エナメル製品、刃物類、陶器類の製造及び販売
12	プラスチック製品の生産及び販売
13	ゴム及びプラスチック製造
14	包装ビジネス
15	合成皮革以外の皮革原料で作る履物やハンドバッグなどの製造及び販売
16	各種紙製品の製造及び販売
17	カーボン紙、ろう紙、トイレットペーパーなどを含む紙製品、段ボール製品の製造及び販売
18	国内の天然資源を利用した化学製品の製造及び販売
19	可燃性物質・液体・ガス・エアロゾル（アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、デオドラント、殺虫剤）の製造及び販売
20	酸化化学品（オキシジェン、水素）及び圧縮ガス（アセトン、アルゴン、水素）の製造及び販売
21	腐食性化学品（硫酸、硝酸）の製造及び販売
22	気体・液体・固体を含む産業用ガスの製造及び販売
23	薬品の製造及び販売
24	ハイテクを利用したワクチンの製造
25	産業用鉱物資源の探査及び試掘
26	大規模鉱物開発
27	ビル建設、橋建設に使用するコンクリート製品及び組み立て式鉄骨フレームの製造
28	橋脚、高速道路、地下鉄網などの輸送インフラ開発
29	国際水準のゴルフコース及びレクリエーション施設の開発
30	住宅用アパート、コンドミニアムの建設、販売及び賃貸
31	オフィスビルの建設及び販売
32	工業団地に隣接した住宅地区でのアパート、コンドミニアムの建設、販売及び賃貸
33	一般大衆向け住宅の建設
34	ニュータウンの開発
35	国内線航空サービス
36	国際線航空サービス
37	乗客及び貨物用水上運送サービス
38	造船所での船舶の建設及び船舶の修理
39	倉庫・港施設の建設及び水上ポートサービス
40	客車及び貨車エンジンの製造
41	民営の専門病院及び伝統医療病院
42	旅行業

特定の条件下のみで参入可能な分野：27分野	
1	水牛、牛などの家畜飼育（GAHP（Good Animal Husbandary Practice、適正な家畜飼養の基準）及びGMP（Good Manufacturing Practice、適正製造基準）に準拠すること）
2	羊、ヤギ、鶏、豚などの家畜飼育（同上）
3	動物飼料などの製造及び販売（GMPに従い管理出来ること）
4	家畜の病気予防や治療薬の製造（動物ワクチン、治療薬向けGMPのASEANガイドラインに準拠すること）
5	酪農業（GAHPに準拠すること）
6	牛乳及び酪農製品の製造（乳加工施設のASEAN認証基準に準拠すること）
7	食肉処理場（GMPに従いHACCP（Hazard Analysis Critical Control Point、衛生管理手法）に準拠すること）
8	食肉加工（ASEAN認証基準に準拠した加工場で、密閉封鎖されたコンテナの食肉を使用すること）
9	牧畜場用設備の製造（GMPに準拠すること）
10	養鶏場（商業養鶏場用のバイオセキュリティ管理マニュアルに従い、GAHP及びGMPに準拠すること）
11	肉牛生産（GAHPに準拠すること）
12	淡水及び海水のエビ養殖（環境を害さない手法に準拠すること）
13	石炭の探査、採掘（国家とのJV（Joint venture）のもと、執り行う）
14	伝統的な家庭薬以外の薬の製造（最低限、WHO基準、GMPに準拠すること）
15	ワクチン、睡眠薬、向精神薬以外の薬の製造及び販売（最低限、WHO基準、GMPに準拠すること）
16	法律により認められた建物の建設及び修復（ASEAN相互承認枠組み協定の規範と基準に準拠すること。ミャンマー国家建築基準に準拠すること）
17	ホテル（三ツ星以上のホテルのみ100%外資を認める。他は合弁事業）
18	海外から必要な原材料を輸入し農産物を生産すること、また、それらの国内での販売及び輸出（高付加価値商品の生産のみ認める。JVの場合はミャンマー企業側が最低40%の出資をすること）
19	小売り（小規模小売りの形態には参入出来ない。スーパーマーケット、百貨店、ショッピングセンターの形態は認められる。ただし、ミャンマー企業による既存店舗から近接した場所では開店出来ない。国産の商品を優先的に購入し販売すること。JVの場合はミャンマー企業側が最低40%を出資すること）
20	自動車、オートバイを除く小売り（2015年以降のみ認める。最低300万ドル以上の投資とすること。免税措置なし）
21	フランチャイズ（外国企業はフランチャイザーとしてのみ認められる）
22	倉庫（中小規模の倉庫業は認められない。JVの場合はミャンマー企業側が最低40%を出資すること）
23	卸売り（商業省の見解に従う）
24	代行業務サービス（事務所スペースは賃貸だけでなく、自社ビルを建設出来る。ミャンマー国民をスタッフとして採用すること）
25	専門店以外の小売り（百貨店とハイパーマーケットは5万平方フィート（1平方フィート＝約0.09平方メートル）以上、スーパーマーケットは1万2,000平方フィートから2万平方フィートの店舗面積を有すること）
26	専門店以外での食品、飲料（アルコールを含む）、ミャンマータバコなどの小売り（店舗面積：2,000平方フィートから4,000平方フィートまで）
27	外国語の各種雑誌（JVの場合はミャンマー企業側が最低51%の出資をすること。3分の2以上の取締役、主要なスタッフはミャンマー人でなければならない。100%外資による出資の場合は、そのオーナーは外国出版社か印刷会社を所有していなければならない）

（資料）DICA [2012]、日本アセアンセンター [2012] を基に日本総合研究所作成

また、新外国投資法は投資インセンティブについても規定している。投資インセンティブについては、SEZ法（Special Economic Zone Law）によっても規定されており、SEZで事業活動を行う際にはSEZ法が適用され、それ以外の地域で事業を行うときには新外国投資法が適用される。

まず、法人税についてみると、新外国投資法のもとでは、事業開始後5年間免税されるとともに、免税期間終了後も事業がミャンマーに利益をもたらすと判断される場合は、対象事業の成功度合に応じて、相当と考えられる期間の所得税が減税される（図表3）。一方、SEZ法では、5年間の免税に続き、さらに5年間の50%の減税措置が適用される。その後も収益を再投資する場合は5年間の50%の減税措置が適用される。また、減免期

間終了後も生産活動における輸出比率が一定を上回る企業に対しては恩典が与えられる可能性がある。新外国投資法と比べると、SEZ法の方が恩典の内容を具体的に示している。

次に、生産活動に伴う原材料・部品の輸入関税に対する恩典をみると、新外国法のもとでは、事業開始後3年間免税される。一方、SEZ法では5年間の免税及び、その後5年間の50%の減税措置が適用されるなど、より長い期間恩典が与えられる。

最後に土地の利用可能期間についてみる。ミャンマーでは、外国企業による土地の購入は認められておらず、長期のリース契約を結ぶ必要がある。新外国投資法では、50年までのリースを認めるとともに、投資額や事業の種類に応じて最大20年間の延長を認めている。一方、SEZ法は、最短30年間のリースを認めるとともに、その後最大45年間の延長を認めている。

総じてみれば、外国企業にとってはSEZに指定されている地域に進出する方が税制上の利益が若干多くあるものの、SEZ以外の地域に対する進出に対しても様々な恩恵が与えられる。ただし、今後、SEZへの企業誘致を促進するため、SEZ法を改正し、新外国投資法が与える恩典以上の投資インセンティブを付与する可能性もある。

(注1) 外資規制については、DICA [2012]、The State Peace and Development Council [2011]、日本アセアンセンター [2012] [2011]などを参照した。

(注2) なお、金融業の参入については、外国投資法ではカ

図表3 新外国投資法とSEZ法の投資インセンティブ

	新外国投資法	SEZ法（2011年）
所得税	事業開始後5年間免税。免税期間後は投資事業の成功度合に応じて、相当期間の減税措置を適用。	事業開始後5年間免税。次の5年間は50%減税。その後の5年間は、事業収益を再投資する場合に限り50%減税。
輸入関税	原材料・部品にかかる関税を3年間免除。	原材料・部品にかかる関税を5年間免除。次の5年間は50%の減税。
土地使用権	基本リース期間は最長50年。ただし、投資額や事業内容に応じて最大20年間延長可能。	基本リース期間は最短30年。ただし、投資額や事業内容に応じて最大45年間延長可能。
その他	国有化されない。	

(資料) DICA [2012]、The State Peace and Development Council [2011]、日本アセアンセンター [2012] [2011]を基に日本総合研究所作成

バーされていない。これらの部門に関する規制は現在審議中であると考えられるが、現在参入は認められていない。

## 2. アジア新興国との比較

2章では、前章で概観したミャンマーの外資規制及び投資インセンティブが、ミャンマーと同様に労働集約的産業に競争力を有している国のものと比較して有意であるか否かをみる。対象国は、タイからの国際分業先として注目を集めているカンボジアとラオス、ミャンマーと同様にベンガル湾に位置し、繊維産業を中心に労働集約的産業に強みを有しているバングラデシュとする。

まず、外資規制をみると、カンボジアとバングラデシュは、ミャンマーと同様、投資禁止業種を設定し、それに該当しない場合は原則投資を認めるネガティブ・リスト制を採用している（図表4）。両国ともに主に国内環境破壊につながる業種を禁止するとともに、カンボジアは違法な薬物の生産にかかわる事業を、バングラデシュは軍事関係や紙幣の発行にかかわる事業への投資を禁止している。他方、ラオスは、明確な禁止業種を設定しておらず、関係省庁による審査が必要な業種のみを提示している。ミャンマーの外資規制は、他国が禁止している業種のほか、伝統的な医薬品・工芸品の生産など、自国民で営むことの出来る事業などの投資を禁止しており、相対的に規制が強いと判断されよう。ただし、

ミャンマーへの投資を検討している外国企業の大半は、ミャンマー国民で営むことの出来るような業種に対する投資に関心がほとんどないと考えられるため、実質的な規制度合いにはそこまで大きな違いは存在しない。

次に、投資可能業種の外資出資上限比率をみる。まず、製造業については、いずれの国も規制業種を除いて原則外資100%を認めている。ミャンマーは他国と比べても多くの分野で関係各省の意見を必要とする分野を設定するとともに、合弁であることを求める分野を設定しているものの、外国企業の参入を全般的に強く抑制するような規制は設定されていない。

一方、非製造業については、ミャンマーは規制の度合いが相対的に高くなっている。例えば、小売、卸売、建設などの分野では、投資関連法では禁止されていないものの、投資が許可されるかどうかは案件ごとに大きく異なる。そのため、制度の不透明性が投資の抑制要因になっている可能性もある。なお、比較対象国のなかではカンボジアの規制が最も緩く、金融を含む多くの分野で外資100%が認められている。

次に、投資インセンティブの状況をみると、ミャンマーは比較対象国と同等以上のインセンティブを有していると判断される。例えば、法人税についてみると、ミャンマーの免税期間は5年間と、カンボジア（最大9年）及びラオス（最大10年）よりは短いものの、免税

図表4 各国の外資規制の動向

		ミャンマー	カンボジア	ラオス	バングラデシュ
投資禁止業種		図表1,2を参照	(1) 向精神剤及び非合法薬の製造・加工、(2) 国際規約または世界保健機関によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工、(3) 外国から輸入する廃棄物を使った電力の生産、(4) 森林法により禁止されている森林開拓事業	なし (注1)	(1) 武器・弾薬・軍用機器、(2) 原子力、(3) 植林・森林保護地区の機械的方法による木材伐採、(4) 紙幣印刷・造幣
主要業種の外資規制	原則	規制業種を除き外資100%可能			
	製造業	図表2を参照	業種ごとに最低資本金が存在。5,000万ドル以上の投資は関係評議会の許可が別途必要	農作物の栽培、加工は出資上限あり	EPZ（輸出加工区）に進出するかどうかで手続きが異なる
	小売	運用状況が不透明（2015年以降は、300万ドル以上の投資を行う中小規模小売の参入が可能）	外資100%可能	外資25%まで (注2)	外資100%可能（外資規制の明文規定なし）
	卸売	運用状況が不透明（法令では「商業省の見解」に従って参入が可能）		運用状況が不透明（ラオス企業と合弁を組む必要があることが明記されているが、出資比率については不明）	
	建設	運用状況が不透明（オフィスビル建設・販売、工業団地近辺での住宅建設などは合弁のみ可）	外資100%可能（インフラプロジェクト関連の場合は、別途許認可を受ける必要あり）	最大外資49%まで	大規模インフラ整備に関係なければ外資100%可能
	金融・保険業	駐在員事務所のみ設立可能	外資100%可能	銀行は外資100%可能 保険は外資49%まで	外資100%可能（政府による特別の許可が必要）

(注1) ラオスは明確な投資禁止事業を指定しておらず、関係機関による審査が必要な業種を示している。

(注2) 実態では外資100%の案件も認可されており、制度と実態が一致していない。

(資料) DICA (Directorate of Investment and Company Administration) ホームページ、Board of Investment Bangladeshホームページ、Ministry of Planning and Investment (Laos) ホームページ、Council for the Development of Cambodiaホームページ、JETRO国・地域別情報 (J-FILE)、日本アセアンセンターホームページなどを基に日本総合研究所作成

期間終了後にも10年間にわたる減免措置期間が設けられており、損失を計上する場合にも課税される、いわゆる最低課税制度も存在しない (図表5)。原材料の輸入や製品の輸出

にかかわる関税に対しても競合国と同等の恩典を与えられており、配当にかかわる源泉徴収税も非課税とされている。

図表5 各国の投資インセンティブの概要

	ミャンマー	カンボジア	ラオス	バングラデシュ
法人税	25%	20%	24% (注)	37.5% (注)
最低課税制度	なし	あり (売上1%)	なし	あり (売上0.5%)
優遇措置による免税期間	5年間	最大9年	最大10年	2年
特記事項	SEZに進出するかで恩恵が異なる	分野別の最低投資額が存在。適格投資プロジェクトのみが対象	社会インフラの整備状況に応じた法人税の免除期間が異なるゾーン制を採用	EPZ (輸出加工区)に進出するかで一部異なる
免税期間終了後の減免措置	免税期間後は投資事業の成功度合に応じ、相当期間の減免措置を適用。SEZ法では次の5年間は50%減免。その後の5年間は、事業収益を再投資する場合に限り50%減免		SEZでは域内では投資金額に応じて減免措置が継続する場合あり	3-4年目は50%減免、5年目は25%減免
その他の恩恵	原料輸入関税・製品輸出関税の免除	原料輸入関税・製品輸出関税の免除	原料輸入関税・製品輸出関税の免除、赤字の繰り越し	原料輸入関税・製品輸出関税の免除、加速償却、配当課税の免除
日本向け源泉徴収税	配当	0%	14%	10%
	利息	15%	14%	10%
	ロイヤルティー	20%	14%	5%
				10%

(注) 株式非上場会社の税率。

(資料) DICA (Directorate of Investment and Company Administration) ホームページ、Board of Investment Bangladesh ホームページ、Ministry of Planning and Investment (Laos) ホームページ、Council for the Development of Cambodia ホームページ、JETRO 国・地域別情報 (J-FILE)、日本アセアンセンター ホームページなどを基に日本総合研究所作成

### 3. 外資規制の展望

最後に、今後の外資規制動向を展望する。過度な海外依存を防ぐ観点から、特定産業にかかわる外資規制は当面続くと考えられるものの、外資を活用した経済成長を促進するため、規制は徐々に緩和されると見込まれる。

具体的な規制緩和検討分野については現在のところほとんど明言されていないが、中長期的な動向を展望する上では、AEC (ASEAN

Economic Community) の枠組みの在り方が参考になろう。AECの大まかな概要や方向性を示したASEAN Secretariat [2007] は、「サービス取引の自由化」にかかわる項目で、航空、e-ASEAN (注3)、ヘルスケア、観光にかかわる業種の外資規制を優先して進めることを示している (図表6)。ただし、金融業については緩和が奨励されているものの、その時期についてはマクロ経済環境を踏まえながら判断するとしている。また、「優先統合分野」

図表6 AECに向けた取り組み

大カテゴリ	中カテゴリ		取り組み項目
A: 単一の市場・生産基地	A-1	財取引の自由化	域内FTAを通じた関税撤廃 通関制度の親和性向上などを通じた非関税障壁の撤廃
	A-2	サービス取引の自由化	外資規制の緩和（航空、e-ASEAN、ヘルスケア、観光が優先分野。金融業の規制緩和時期はマクロ経済環境を踏まえながら判断）
	A-3	投資の自由な移動	投資制度の親和性向上、投資家保護制度の整備、外資規制の緩和を通じた域内直接投資の促進
	A-4	資本の自由な移動	資本市場の整備や規制の緩和を通じた域内資本市場の統合
	A-5	熟練労働者の自由な移動	熟練労働者に対する労働ビザ取得条件の統一 熟練労働者と認定されるのに必要なスキルの向上
	A-6	優先統合分野	12の分野（農業産品、航空旅行業、自動車、ICT、エレクトロニクス、漁業、保健医療、物流、ゴム製品、繊維・アパレル、観光、木材品）での経済統合を優先的に実施
	A-7	食料・農業・林業	域内・域外貿易の促進 国際機関との共同事業を通じた域内技術移転の促進
B: 競争力のある経済地域	B-1	競争政策	域内競争政策の整備を通じた市場競争の活性化
	B-2	消費者保護	ACCCP (ASEAN Coordination Committee on Consumer Protection) の設立、消費者保護の規定の明確化
	B-3	知的財産権	国際条約への加盟、知的財産関連法の整備・徹底
	B-4	インフラ開発	道路・港湾などの交通インフラや電力インフラの整備
	B-5	税制	二重課税防止の協議の推進
	B-6	電子商取引	ネットでの財購入にかかわる法律の域内融和・整備
C: 公平な経済発展	C-1	中小企業	中小企業の情報・資金・国際市場へのアクセス向上
	C-2	ASEAN統合イニシアティブ	社会資本整備、人材開発、情報通信技術の向上などを通じた域内格差の是正
D: グローバル経済への統合	D-1	対外経済関係における一貫したアプローチ	FTAや包括的経済協力の推進
	D-2	国際物流ネットワークへの参加	国際基準への対応や域内後発国に対する技術支援を通じた国際物流市場へのアクセス向上

(資料) ASEAN Secretariat [2007] を基に日本総合研究所作成

では、農業産品、航空旅行業、自動車、ICT、エレクトロニクス、漁業、保健医療、物流、ゴム製品、繊維・アパレル、観光、木材品が指定されている。このため、こうした業種にかかわる外資規制が優先的に緩和されていくものと見込まれる(注4)。ただし、ミャンマーを含むASEAN後発国に対しては、経済状況に応じた柔軟な措置が適用されると見込まれ

るため、自由化はAECが発足する2015年末以降になると見込まれる。また、ASEAN域内からの投資に対する規制が緩和された後も、域外からの投資に対しては引き続き規制が続く可能性がある。

(注3) e-ASEANとは、ASEAN域内の情報インフラの構築や電子商取引の促進、ICT製品の自由貿易促進などを含むASEANのIT分野の発展プロジェクトである。

(注4) この他、JETRO [2012] は、2012年10月にセアウン国

---

家計画・経済開発副大臣が、「AECの設立に向けてミャンマーが貿易の自由化を進めるなか、現在は認められていない、国内で製造活動を行っていない企業の輸出入業への参入が認められるようになる可能性がある」と発言したと紹介している。

## おわりに

ミャンマーの外資規制は他の労働集約的な産業に対して強みを持つアジアの新興国と比べると、様々な分野で規制が存在し、非製造業を中心に制度の適用状況が不透明であるものの、外国企業の参入を極端に抑制するような厳しい規制は設定されておらず、他の比較対象国と同等以上の投資インセンティブを有している。

今後、一段の規制緩和を行うことは対内投資を促進する上で非常に重要であるが、実際に投資が増えるかどうかは外資規制以外の

様々な要因にも大きく依存する。特に、労働集約的産業の競合国と比べても出遅れている、各種インフラの整備や海外送金や貿易にかかわる制度などの改善を進めることが外資受入を通じた経済成長を軌道に乗せていくための重要課題である。

### <参考文献>

1. ASEAN Secretariat [2007] *ASEAN Economic Community Blue Print*
2. DICA (Directorate of Investment and Company Administration) [2012] *The Foreign Investment Law*
3. The State Peace and Development Council [2011] *The Myanmar Special Economic Zone Law*
4. 日本アセアンセンター [2012] 「ミャンマー連邦共和国 外国投資法 (日本語仮訳)」
5. 日本アセアンセンター [2011] 「ミャンマー連邦共和国 経済特区法 (日本語仮訳)」
6. 日本貿易振興機構 (JETRO) [2012] 「外資規制を段階的に緩和-ティラワ現地視察・説明会 (2)」 通商広報2012年11月2日号